

供託手続関係

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

岐阜地方法務局八幡支局

岐阜地方法務局八幡支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：日本銀行岐阜県八幡代理店
(十六銀行八幡支店)

取扱店変更日：平成30年8月1日(水)

新たな取扱店：日本銀行岐阜代理店
(十六銀行本店：岐阜市神田町八丁目26番地)
営業時間：9時から15時まで

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行岐阜県八幡代理店(十六銀行八幡支店)において納付手続を行うことはできません。

- ✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「**オンラインによる申請**」をすることができます。
- ✓ 日本銀行(取扱店)に行かずに「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-1(郡上八幡地方合同庁舎)

岐阜地方法務局八幡支局 電話：0575-67-1411